

第 3 ・ 4 編 災害応急対策関連資料

資料3-1 雨量・水位観測所一覧表

＜雨量観測所一覧表＞

観測所名	所在地	管理者	観測者
市役所	岡1-1-1	市長	危機管理課
小山雨水ポンプ場	小山7-7-8	市長	下水道課
北條雨水ポンプ場	北條町10-18	市長	下水道課

＜水位観測所一覧表＞

観測所名	河川名	所在地	管理者	観測者
小山雨水ポンプ場	大水川雨水幹線	小山7-7-8	市長	下水道課
北條雨水ポンプ場	京樋雨水幹線	北條町10-18	市長	下水道課

資料3-2 大和川右岸水防事務組合概要

＜大和川右岸水防事務組合概要＞

名称	管理者	所在地	電話	加入市
大和川右岸水防事務組合	大阪市長	大阪市住吉区 遠里小野 7-8-18	(06)6694-0271	大阪市 東大阪市 柏原市 松原市 八尾市 藤井寺市

＜管轄区域（大和川筋）＞

名称	防ぎよ区間	堤防延長
藤井寺水防区	柏原市・藤井寺市境界から 藤井寺市・八尾市境界に至る間	1,250m

資料3-3 災害の認定基準

＜国の被害認定統一基準＞

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損傷が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

- (1)住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2)損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものを言う。
- (3)主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

被害種類	認定基準	
田畑の 被害	流失埋没 冠水	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの 植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
道路		道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。「橋梁流出」とは、橋梁の一部又は全部が流出し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう

被害種類	認定基準
河川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水制、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする
港湾	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂防	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
船舶	かいのみをもって運転する船舶以外の船以外の船で、船体が没し運行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電話	通話不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。
電気	停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
水道	上水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
ガス	一般ガス事業又は、簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
ブロック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数をいう。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助金の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

資料3-4 災害救助法による救助の程度、方法および期間

＜災害救助法による「救助の程度、方法及び期間」の早見表＞

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることが出来ない者	1 規格 1 戸あたり平均 26.4 m ² (8 坪)を基準とする 2 限度額 1 戸あたり 1,250,000 円	災害発生の日から、20 日以内に着工 ただし、厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり	1 基準面積は、平均 1 戸あたり 26.4 m ² であればよい。 また実情に応じ、市町村相互間によって設置戸数の融通が出来る 2 供与期間は 2 年以内 3 県外からの輸送費は別枠とする
避難所の設置	現に被害を受け、又は、被害を受ける恐れのあるものを収容する	(基本額) 避難所設置費 100 人 1 日あたり 12,000 円以内 (加算額) 冬季 別に定める額	災害発生の日から 7 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 避難所設置費には天幕借上げ仮設便所設置費等の経費を含むものとする 2 輸送費は別途計上
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)流失、床上浸水で炊事できないもの	1 1 人 1 日 (3 食) あたり 830 円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一次避難する場合に 3 口分支給可 (大人小人の区別)	災害発生の日から 7 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい
飲料水の供給	1 現に飲料水を得ることが出来ない者 (飲料水及び炊事の為の水であること)	1 当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	輸送費および人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 全半壊(焼)流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失し、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難なもの	夏季 (4 月～9 月) 冬季 (10 月～3 月) 季別は、災害発生の日をもって決定する下記の金額の範囲内 (単位 円)	災害発生の日から 10 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価 2 現物支給に限る

区 分		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上(1 人増す毎に加算)
全壊全焼 流 失	夏	16,400	20,900	30,800	36,800	46,800	6,800
	冬	26,900	34,700	48,500	56,800	71,200	9,700
半壊半焼 床上浸水	夏	5,400	7,200	10,900	13,200	16,900	2,300
	冬	8,600	11,400	16,200	19,200	24,200	3,100

医療	医療の途を失った者（応急的措）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具 等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩したものであって、災害の為助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額	災害発生の日から7日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体捜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることが出来ない者	1 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯あたり 266,000 円以内	災害発生の日から1箇月以内	実情に応じ、市町村相互間において、対象数の融通が出来る
埋葬	1 災害の際、死亡した者 2 実際に火（埋）葬を実施するものに支給	1 体あたり 大人（12歳以上） 140,000 円以内 小人（12歳未満） 112,000 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象
死者の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していることが推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	輸送費および人件費は別途計上
死者の処理	災害の際に死亡した者について死体に関する処理をする	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	輸送費および人件費は別途計上

資料編

第3・4編 災害応急対策関連資料

<p>学用品の給与</p>	<p>住宅が全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失し、又は、毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒</p>	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童一人あたり 3,700 円 中学校生徒一人あたり 4,000 円</p>	<p>災害発生の日から（教科書） 1 箇月以内（文房具及び通学用品） 15 日以内</p>	<p>1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の事情に応じて支給する</p>
<p>障害物の除去</p>	<p>1 自力では除去することが出来ない 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれている為生活に支障をきたしている場合</p>	<p>1 世帯あたり 144,900 円以内</p>	<p>災害発生の日から 10 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり</p>	<p>1 実情に応じ、市町村相互間において、対象数の融通が出来る</p>
<p>輸送費及び人夫賃</p>	<p>1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救出用物資の整理分配</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>	<p>救助の実施が認められる期間内</p>	
<p>実費弁償</p>	<p>災害救助法施行令第10条第1号～第4号までに規定する者</p>	<p>1 人 1 日あたり 医師、歯科医師 15,400 円以内 薬剤師 10,600 円以内 保健士、助産士、看護師 9,900 円以内 土木技師、建築技術者 16, 100 円以内 大工、左官、とび職 18,600 円以内</p>	<p>救助の実施が認められる期間内</p>	<p>時間外勤務手当及び旅費は、別途に定める額</p>

資料3-5 各機関の指定電話・連絡先及び所在地

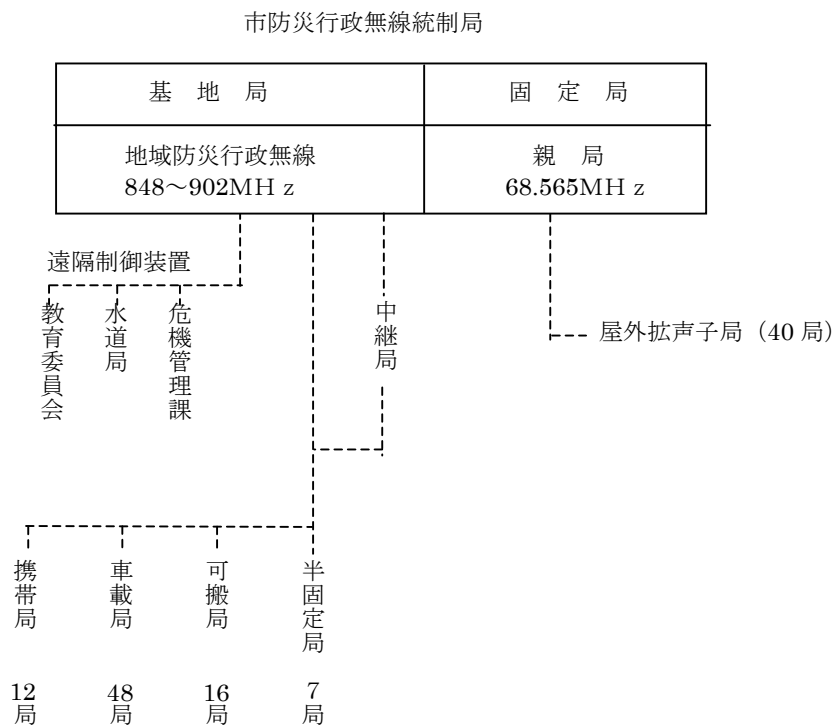
機関名	連絡先	所在地	指定電話	府防災行政無線	
				防災専用電話	庁内内線電話
〔国関係〕					
大阪管区気象台	予報課	大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6303	816-8930	
近畿地方整備局 大和川河川事務所	調査課	柏原市大正2-10-8	072-971-1381		
〔府関係〕					
大阪府庁	危機管理室	大阪市中央区大手前2	(直通) 06-6944-6021 06-6941-0351	220-8921	8-200-4880
藤井寺保健所	企画調整課	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-955-4181	618-0	
南河内地域防災室		富田林市寿町2-6-1	(直通) 0721-25-1175 0721-25-1131	304-8900	8-304-204
富田林土木事務所	総務企画課	富田林市寿町2-6-1	(緊急) 0721-25-6001 0721-25-1131	304-8910	
羽曳野警察署	警備課	羽曳野市誉田4-2-1	072-952-1234		
〔市関係〕					
藤井寺市役所	危機管理課	藤井寺市岡1-1-1	072-939-1111		
藤井寺市消防団	〃	〃	〃		
柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部	通信指令室	藤井寺市青山3-613-8	072-958-0119	447-0	
藤井寺市水道局		藤井寺市岡1-1-1	072-939-1111		
藤井寺市民病院		藤井寺市道明寺2-7-3	072-939-7031		
〔公共機関等〕					
西日本電信電話株 大阪東支店	災害対策室	大阪市中央区博労町2-5-15 NTT大阪中央ビル	06-6253-4296		
関西電力株 羽曳野営業所		羽曳野市軽里1-127	072-956-3381		
大阪ガス株 南部導管事業部	南部地区 保安	堺市住吉橋町2-2-19	072-238-2375		
近畿日本鉄道株 藤井寺駅	駅長	藤井寺市岡2-7-18	072-955-0037		
大和川右岸水防事 務組合	総務課	大阪市住吉区遠里小野 7-8-18	06-6694-0271	853-0	
藤井寺市医師会		藤井寺市小山9-4-33	072-939-3443		
〔隣接市関係〕					
柏原市役所	危機管理室	柏原市安堂町1-55	072-972-1501	521-8900	8-521-2462
八尾市役所	総務部 防災対策室	八尾市本町1-1-1	072-991-3881	512-8900	8-512-2128
羽曳野市役所	危機管理室	羽曳野市誉田4-1-1	072-958-1111	522-8900	8-522-2711
松原市役所	市民安全課	松原市阿保1-1-1	072-334-1550	517-8900	8-517-2407

資料3-6 大阪地区非常通信協議会連絡経路

発信 (市町村)	<table border="1"> <tr> <td>.....</td> <td>使走区間</td> </tr> <tr> <td>————</td> <td>無線区間</td> </tr> <tr> <td>~~~~~</td> <td>有線区間</td> </tr> </table>	使走区間	————	無線区間	~~~~~	有線区間	非常通信経路 (中継)	着信 (大阪府)
.....	使走区間								
————	無線区間								
~~~~~	有線区間								
藤井寺市 都市整備部	1.2K .....	組合消防本部 (通信指令室) ———— 大阪市消防局 (指令情報センター)	大阪府						
防災室 危機管理課	1.5K .....	羽曳野警察署 (総務課) ———— 大阪府警察本部 (通信指令室) ~~~~~ 隣							

資料3-7 藤井寺市無線通信施設の回線構成図

(平成18年12月1日現在)



資料3-8 一時避難地一覧

番号	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容人員 (人)
1	藤井寺小学校 運動場	北岡1-2-29	5,100	5,100
2	藤井寺南小学校 運動場	藤井寺3-8-1	7,957	7,900
3	藤井寺西小学校 運動場	藤井寺4-1-57	5,411	5,400
4	藤井寺北小学校 運動場	小山3-288-1	4,753	4,700
5	道明寺小学校 運動場	沢田3-6-37	4,230	4,200
6	道明寺東小学校 運動場	国府2-5-21	5,783	5,700
7	道明寺南小学校 運動場	道明寺4-9-18	8,178	8,100
8	藤井寺中学校 運動場	御舟町2-9	10,380	10,300
9	道明寺中学校 運動場	林6-2-21	14,990	14,900
10	第三中学校 運動場	林1-2-1	11,344	11,300
11	藤井寺養護学校 運動場	川北2-5-23	2,200	2,200
12	藤井寺工科高校 運動場	御舟町10-1	14,743	14,700
13	藤井寺高校 運動場	津堂3-516	20,702	20,700
14	野中宮山児童公園	野中2-3	2,850	2,800
15	市立スポーツセンター	林1-18-4	17,110	17,100
16	市立津堂市民野球場	津堂3-620-1	11,935	11,900
17	青少年運動広場	大井1-433-2	7,097	7,000
合 計			154,763	154,000

## 資料3-9 指定避難所一覧

番号	施設名	所在地	収容場所		
			場所名	面積 (㎡)	収容人数 (人)
1	藤井寺小学校	北岡1-2-29	体育館	402 (2,262)	240 (1,360)
2	藤井寺南小学校	藤井寺3-8-1	体育館	510 (1,927)	300 (1,150)
3	藤井寺西小学校	藤井寺4-1-57	体育館	509 (1,441)	300 (860)
4	藤井寺北小学校	小山3-288-1	体育館	503 (1,707)	300 (1,020)
5	道明寺小学校	沢田3-6-37	体育館	520 (2,173)	310 (1,310)
6	道明寺東小学校	国府2-5-21	体育館	455 (1,304)	270 (780)
7	道明寺南小学校	道明寺4-9-18	体育館	513 (1,335)	310 (800)
8	藤井寺中学校	御舟町2-9	体育館	890 (1,984)	530 (1,190)
9	道明寺中学校	林6-2-21	体育館	684 (1,772)	410 (1,060)
10	第三中学校	林1-2-1	体育館	717 (2,141)	430 (1,290)
11	藤南幼稚園野中分園	野中2-5-49	遊戯室・保育室	260	150
12	藤井寺養護学校	川北2-5-23	体育館	585	350
13	市民会館本館	北岡1-2-3	会議室13室	901	540
14	市民会館分館	沢田3-6-36	会議室7室	281	170
15	市民体育館	大井1-2-20	主競技場・多目的	1,921	1,160
16	心技館	大井1-2-20	道場・会議室5室	820	490
17	老人福祉センター	国府2-5-38	大・中広間、和室等8室	533	320
18	藤井寺工科高校 ※	御舟町10-1	体育館	1,175	710
19	藤井寺高校 ※	津堂3-516	体育館	1,520	920
合 計				13,699 (26,042)	8,210 (15,630)

※ 藤井寺工科高校、藤井寺高校は地震時のみ

注 ( ) 内の数字は普通教室を含んだ面積および収容人員

資料3-10 広域避難地一覧

番号	名称	所在地	敷地面積 (㎡)	備考
1	国府遺跡	惣社2丁目地内	12,609	
2	津堂城山古墳	津堂地内	41,296	史跡城山古墳ガイダンス棟まほらしろやまを含む
3	野中宮山古墳	野中2丁目地内	10,196	学習畑を含む

資料3-11 二次避難施設一覧

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	備考
1	老人福祉センター	国府2-5-38	533	大・中広間／和室等
2	生涯学習センター	藤井寺3-1-20	513	視聴覚室・音楽教室・アトリエ・研修室等

## 資料3-12 清掃施設一覧

## (ゴミ処理施設)

名 称	所在地	処理能力 (t/日)
柏羽藤クリーンセンター	柏原市円明町 666	450

## (し尿処理施設)

名 称	所在地	処理能力 (t/日)
芝山衛生センター	柏原市国分市場 1-11-35	290

資料3-13 清掃業者一覧

(ゴミ収集)

○市直営

名称	所在地	車種	台数	総積載量	電話
清掃課	小山 7-1013-1	塵芥車	8	32,700 kg	939-1111
		トラック	10		

○委託業者

名称	所在地	車種	台数	総積載量	電話
(有)松井清掃社	春日丘 2-8-12	塵芥車	3	6,350 kg	955-1308
		トラック	1		
阪南清掃(株)	富田林市美山台 5-1	塵芥車	1	2,350 kg	0721-23-6558
		トラック	1		
阪南企業高安清掃	羽曳野市島泉 7-12-7	塵芥車	1	2,350 kg	953-3417
		トラック	1		

○許可業者

名称	所在地	車種	台数	総積載量	電話
(株)小谷組	羽曳野市郡戸 13-1	塵芥車	5	17,400 kg	955-4384
		トラック	3		
海原衛生(有)	羽曳野市向野 2-1-10	塵芥車	3	9,200 kg	937-7222
		トラック	2		
悦商事(株)	羽曳野市向野 3-93-1	塵芥車	5	10,250 kg	939-3152
日日衛生	奈良県御所市戸毛 873-2	塵芥車	12	28,850 kg	0745-67-1271
		トラック	1		
阪南清掃(株)	富田林市美山台 5-1	塵芥車	6	16,100 kg	0721-23-6558
		トラック	2		

(し尿収集)

○許可業者

名称	所在地	車種	台数	総積載量	電話
(有)松井清掃社	春日丘 2-8-12	バキューム車	6	18,400 ㍓	955-1308
阪南清掃(株)	富田林市美山台 5-1	バキューム車	13	41,000 ㍓	0721-23-6558
阪南企業高安清掃	羽曳野市島泉 7-12-7	バキューム車	10	38,000 ㍓	953-3417

資料3-14 応急仮設住宅建設予定地一覧

応急仮設住宅 建設予定地名		所在地	運動場面積 (㎡)	応急仮設住宅 (建設戸数)	備 考
1	藤井寺小学校運動場	北岡1丁目2-19	5,100	102	
2	藤井寺南小学校運動場	藤井寺3丁目8-1	7,957	159	
3	藤井寺西小学校運動場	藤井寺4丁目1-57	5,411	108	
4	藤井寺北小学校運動場	小山3丁目288-1	4,753	95	
5	道明寺小学校運動場	沢田3丁目6-37	4,230	84	
6	道明寺東小学校運動場	国府2丁目5-21	5,783	115	
7	道明寺南小学校運動場	道明寺4丁目9-18	8,178	163	
8	藤井寺中学校運動場	御舟町2-9	10,380	207	
9	道明寺中学校運動場	林6丁目2-21	14,990	299	
10	第三中学校運動場	林1丁目2-1	11,344	226	
11	市立スポーツセンター	林1丁目18-4	17,110	342	防災関係機関活動拠点 自衛隊派遣部隊の集結 場所
12	市立津堂市民野球場	津堂3丁目620-1	11,935	238	
13	市立青少年運動広場	大井1丁目433-2	7,097	141	
計			114,268	2,279	